

吸収分割に関する事前開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社 : 会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2022 年 11 月 11 日

アララ株式会社

株式会社バリューデザイン

2022年11月11日

東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾上 徹

東京都中央区八丁堀三丁目3番5号
株式会社バリューデザイン
代表取締役社長 林 秀 治

吸収分割に関する事前開示事項

アララ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社バリューデザイン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2022年10月14日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2023年1月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営むキャッシュレスサービス事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）
本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、株式、金銭その他一切の財産の交付を行いませんが、吸収分割会社と吸収分割承継会社が完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。
3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項
(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ及び第192条第4号イ）

吸収分割会社については別紙2のとおりです。

吸収分割承継会社については別紙3のとおりです。

- (2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ）
該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ及び第192条第4号ハ、並びに第183条第4号ハ及び第192条第6号イ）
該当事項はありません。

5. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社においては、最終事業年度の末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っており、また、本効力発生日以後においても資産の額は、負債の額を上回る見込みです。また、本吸収分割後の事業活動において、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼす事象の発生は発生しておらず、また、見込まれておりません。

なお、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継する債務については、吸収分割会社が重畳的に債務を引き受けますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

以上により、債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

アララ株式会社（以下「甲」という）及び株式会社バリューデザイン（以下「乙」という）は、甲が有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （目的）

甲及び乙は、本契約は甲の営むキャッシュレスサービス事業（以下「本事業」という）を乙が承継することを目的として締結するものであることを相互に確認する。

第2条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第4条で定める分割効力発生日をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、本事業の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条 （分割当事会社）

本分割の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社

商 号： アララ株式会社

本店所在地： 東京都港区南青山二丁目24番15号

（2）吸収分割承継会社

商 号： 株式会社バリューデザイン

本店所在地： 東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

第4条 （効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「分割効力発生日」という）は、2023年1月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議・合意のうえ、これを変更することができる。

第5条 （対価の支払）

乙は、本分割に際し、甲に対し、第7条第1項に定める権利義務の対価を交付しない。

第6条 （資本金等）

乙は、本分割により資本金及び準備金は増加させないものとする。

第7条 （承継する権利義務）

1. 乙は、本分割により、甲から、甲の2022年8月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙1「承継権利義務明細表」に、分割効力発生日の前日までの増減を加除修正した資産、負債及び権利義務（以下「分割承継資産等」という。）を、分割効力発生日において承継する。

2. 分割承継資産等のうち、乙が甲から承継する負債については、重疊的債務引受けの方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第8条 （競業避止義務の免除）

甲は、分割効力発生日後も、本事業について競業避止義務を負わない。

第9条 （印紙の負担）

本契約書に貼付する印紙の費用は、甲乙各々が負担する。

第10条 （吸収分割承認総会等）

1. 甲は、分割効力発生日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けることなく本分割を行うものとする。

第11条 （事情変更）

本契約締結日後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、甲及び乙は、協議・合意のうえ、本契約に定める条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第12条 （本契約の効力）

本契約は、第 10 条第 1 項に基づく株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条 （本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえで決定する。

以上

本合意書締結を証するため、正本2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2022年10月14日

甲：東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾上徹

乙：東京都中央区八丁堀三丁目3番5号
株式会社バリューデザイン
代表取締役社長 林 秀治

別紙1 承継権利義務明細表

乙は、本分割により、分割効力発生日における本事業に属する資産、負債及び権利義務を承継し、その明細は、下記のとおりとする。

なお、分割承継資産等のうち資産及び負債については、2022年8月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 乙が承継する資産

(1) 流動資産

本事業に係る流動資産（但し、分割効力発生日の前日までに生じた売掛金、受取手形は甲に帰属し、分割効力発生日以降に生じた売掛金、受取手形は乙に帰属する。）

(2) 固定資産

本事業に係る固定資産

2. 乙が承継する負債

(1) 流動負債

本事業に係る流動負債（但し、分割効力発生日の前日までに生じた買掛金、支払手形は甲に帰属し、分割効力発生日以降に生じた買掛金、支払手形は乙に帰属する）

(2) 固定負債

本事業に係る固定負債

3. 乙が承継する労働契約

乙は、本分割に際して、本事業に従事する従業員の労働契約を承継しない。

但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

4. 乙が承継する契約（労働契約を除く）

本事業に関する仕入先・得意先・業務委託先・そのほか取引先との契約、保険契約、そのほか承継対象資産・負債に関する一切の契約

5. 乙が承継するそのほかの権利義務

(1) 知的財産権

本事業に係る特許権、意匠権、著作権その他の知的財産権は承継しないものとし、乙が本事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) その他

上記の他、別途、甲乙間において合意する資産又は負債

以上

吸収分割会社の最終事業年度（2022 年 8 月期）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済情勢を顧みますと、世界経済は回復基調が続いていますが、足もとでは新型コロナウイルスの変異株のまん延や米国を中心としたインフレ圧力の高まり、ウクライナ情勢に起因するグローバルな商品・資源価格の高騰が回復の足かせとなっております。

我が国経済は、行動制限の緩和等に伴い、サービス関連消費を中心に持ち直しの動きが見られるものの、感染再拡大による下押し圧力が依然残っております。政府・日本銀行による政策対応もあり、失業率の上昇や企業倒産件数は抑制されておりますが、足もとでは商品・資源価格の高騰や円安の進行による輸入物価の上昇を通じた企業収益や家計の圧迫が懸念されております。

当社グループの属する情報サービス業界においては、リモートワーク推進やEC市場の成長に伴う関連事業が拡大するなど、一部では明るい兆しも見られます。

このような環境下において、当社グループでは新たなサービス開発を進めながら、リカーリングビジネス(注)を最重要戦略と位置づけ、顧客獲得を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,165,474千円、営業損失は160,620千円、経常損失は1,506,062千円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,834,218千円となりました。

なお、2022年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社のキャッシュレスサービス事業と同様の事業を営む株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、株式会社バリューデザインは完全子会社となりました。

(注) リカーリングビジネスとは、1つの商品を販売して取引が完了する従来のビジネスモデルではなく、顧客と継続して取引を行うシステムを構築することで、繰り返し利益を得ることができるビジネスモデルを指します。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」については、キャッシュレス還元事業終了以降の伸びが若干鈍く、また大型契約獲得に時間を要しており、全体の伸びは鈍化したものの、既存顧客に対する利用率アップ施策等の新たな取り組みの成果も徐々に始まっております。顧客数(注1)は当連結会計年度末には199社となり、累計エンドユーザー数(注1)も14,773千人となりました。また、当社グループが取扱う独自Pay(注2)の決済額(注1)は228,297,930千円と堅調に増加いたしました。

その結果、同サービスの当連結会計年度の売上高は486,663千円、セグメント利益は4,959千円となりました。

(注)1 顧客数、累計エンドユーザー数及び決済額については、当連結会計年度末で連結決算を行っているため、記載しております数値は、当社のみの数値となっております。

(注) 2 当社グループの顧客であるスーパーマーケット、小売店や飲食店等の店舗やeコマースサイトを展開する企業が、自社で発行する電子マネー、いわゆるハウス電子マネーや独自に展開する決済手段を2022年3月に独自Payと定義いたしました。

② メッセージングサービス事業

「メッセージングサービス事業」については、営業体制の変更を行い新規契約数の増加を計画いたしました。定着に時間を要し、上半期の伸びは鈍化したものの、下半期にかけて受注件数の増加につながりました。当連結会計年度の月次平均解約率は0.6%、当連結会計年度末における取引社数は223社となりました。

その結果、同サービスの当連結会計年度の売上高は519,394千円、セグメント利益は179,224千円となりました。

③ データセキュリティサービス事業

「データセキュリティサービス事業」については、個人情報保護法改正に関連するWEBセミナーを定期的開催し、新規顧客開拓を実施いたしました。また、前連結会計年度に引き続き既存顧客の契約継続施策に注力しました。当連結会計年度の平均解約率は1.1%となりました。

その結果、同サービスの当連結会計年度の売上高は113,431千円、セグメント利益は49,348千円となりました。

④ その他の事業（ARサービス）

「その他の事業」のARサービスでは、主に米国Meta社が展開する「Spark AR」向けのコンテンツ制作ビジネスの営業活動を行い、化粧品や食品、映画の販促プロモーションなど様々な提案を行いました。

その結果、同サービスの当連結会計年度の売上高は45,984千円、セグメント利益は16,547千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は191,107千円であります。その主な内容は、当社の各サービスの新システム開発、既存システムの機能拡張及びインフラ維持や増強等であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却及び滅失等は、当社で開発中であったキャッシュレスサービス事業の新システムについて、2022年6月1日付で株式会社バリューデザインとの経営統合によりシステムの開発方針を再検討し、開発を継続することに対するリスク及びリターン等を慎重に検討した結果、当該ソフトウェア等を減損損失として特別損失225,582千円に計上いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、財務基盤の強化を図り、今後の事業成長に向けた必要資金を確保することを目的とした私募債を発行したことにより100,000千円を調達いたしました。

なお、本私募債は、SDGs推進私募債であり、財務代理人である金融機関への手数料の一部がSDGs関連団体に寄付されます。

(4) 対処すべき課題

① 成長サービスにおける新たなビジネスモデルによる業績拡大

「キャッシュレスサービス事業」は、今後も市場規模が拡大すると予測されており、大手企業の参入等による競争激化が見込まれます。そのような環境においても当社グループが継続的に業績を拡大するために、独自 P a y の強みを活かしたビジネスの多様化を検討しております。例えば、電子ギフト対応により、発行額に応じた手数料を得たり、消費者の利便性を高めるため汎用の電子マネーとのシステム連携を計画したり、デジタルマーケティングサービス領域では、メーカーの販売促進支援として、エンドユーザーが特定商品を独自 P a y で購入すると、購入者に相応の電子マネーが付与され、当社グループは当該取扱手数料を得ることができるチャージバックシステムの開発の推進、銀行口座からの支払いが可能なコード決済サービス「Bank P a y」との接続に関する開発、従来は応募にハガキを利用していたレシート販促キャンペーンをデジタル化したインスタントウィンサービスなど、独自 P a y 利用促進・付加価値向上のための新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討し、業績の拡大を図ってまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループの収益の源泉は、サービスの企画力であり、その企画を最新のテクノロジーで具現化する開発力及び保守運用力であります。これを維持・発展させるためには、当社グループのミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。高度な企画力、開発力及び運用力を持つ優秀な人材を積極的に採用し、人材の定着率を高めるために、従業員にとって働きやすい環境づくりに取り組んでおります。具体的には、自席だけでなく、オープンスペースでの執務環境の提供や裁量労働制を採用することで、柔軟な働き方を支援しております。

③ 営業力の強化による収益向上

全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、大手スーパーマーケット・ドラッグストア等の受注が進んでおり、受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生することでの、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しております。自社の営業力だけではなく、代理店やサービス連携パートナー企業等を活用した営業力の更なる強化が必要と考えております。決済手数料率についても、当社及び株式会社パリュエデザインの経営統合前の価格競争によって提供価格が低下し、収益性に課題が生じております。当経営統合により徐々に当該課題については解消し、収益改善に取り組んでまいります。デジタルマーケティングサービス提供による売上拡大、独自 P a y 利用促進によるリカーリング売上増など、収益性の向上を推進してまいります。

④ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠であります。このため、顧客の増加に合わせサーバの処理能力を増強する施策を継続的に実施し、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、パブリッククラウドサーバの利用を積極的に推進することで、データ量の増加にもフレキシブルな対応が可能となり、ディザスタリカバリー(注)による安全性も担保しやすくなります。

(注) ディザスタリカバリーとは、地震や津波等の天災や、テロ、不正侵入等によりシステムが壊滅的な状況になった際に効率的、かつダウンタイムを最小限にして復旧・修復すること、また、その災害に備えたシステムや体制を指します。

⑤ 個人情報管理体制の強化

GDPR(General Data Protection Regulation:EU一般データ保護規則)等による世界的な個人情報管理の規制強化を背景に、個人情報を保有する法人の情報管理の実効性強化が求められております。当社グループでは、2008年8月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得する等、個人情報保護に努めておりますが、さらに今後は、「キャッシュレスサービス事業」の拡大に合わせて、PCI DSS(注)に準拠したシステム開発を行い、セキュリティ基準の認定取得を計画しております。

(注) PCI DSSとは、Payment Card Industry Data Security Standardの略で、世界的に統一されたクレジットカード情報保護のためのセキュリティ対策フレームワークを指します。

⑥ アジアへの事業展開の体制構築

当社グループは、シンガポール、タイ、マレーシア及びインドのアジアにおいて、現地法人を設置しております。各国とも代理店等と共に新規顧客の開拓を続けておりますが、案件は徐々に規模の拡大、案件数の増加が進んでおり、新規営業やサービス運営及び現地法人の運営体制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M&Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後も更なる業容拡大を図るため、成長段階に沿った業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が必要と認識しております。内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実させるために、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

⑧ 従業員教育等の支援強化

個々の従業員がミッションやビジョンを理解し、委譲された権限を適切に執行し、あらゆる製造原価、販売管理費の投資対効果を最大化させることができるよう、継続した従業員教育を行っております。一人ひとりが、新しい事業を生み出し、さらには起業できるような人材を育成することが、当社グループの収益拡大につながると考えております。その他にも、外部の優秀な人材及び企業との交流を促進するために、従業員による自主的なイベントの開催等を支援しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 14 期 (2019年 8 月期)	第 15 期 (2020年 8 月期)	第 16 期 (2021年 8 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	1,042,777	1,201,078	1,461,352	1,165,474
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	111,841	142,139	280,056	△1,506,062
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	114,791	143,962	229,211	△1,834,218
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	20.19	25.32	37.34	△252.06
総 資 産 (千円)	555,554	1,054,892	3,386,994	3,856,377
純 資 産 (千円)	276,658	420,621	1,310,112	1,431,379
1株当たり純資産 (円)	48.66	73.98	209.20	138.43

- (注) 1. 当連結会計年度より、連結計算書類を作成しておりますので、第14期、第15期及び第16期については、当社単体の数値を記載しております。
2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年8月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社バリューデザイン	100,000千円	100.0%	サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業

- (注) 1. 2022年6月1日付の株式交換契約の効力発生により、株式会社バリューデザインを当社の完全子会社としております。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社バリューデザイン
特定完全子会社の住所	東京都中央区八丁堀三丁目3番5号住友不動産八丁堀ビル6階
当社及び当社の特定完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,646,811千円
当社の総資産額	3,462,645千円

(7) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

部 門	主要な製品又はサービス
キャッシュレスサービス事業	・アララキャッシュレス ・バリューカードサービス
メッセージングサービス事業	・アララメッセージ
データセキュリティサービス事業	・P-Pointer File Security
その他の事業 (ARサービス)	・ARAPPLI (スマートフォンアプリ) ・「Spark AR」向けのコンテンツ制作

(8) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区南青山二丁目24番15号
-----	-------------------

② 子会社

株式会社バリューデザイン	東京都中央区八丁堀三丁目3番5号
--------------	------------------

(9) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
182名	—

(注) 第17期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載していません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
96名 (15名)	—	34.1歳	4.8年

セグメントの名称	従業員数	前事業年度末比増減
キャッシュレスサービス事業	38名 (7名)	5名減
メッセージングサービス事業	30名 (3名)	6名増
データセキュリティサービス事業	5名 (1名)	1名減
その他の事業 (AR サービス)	3名 (－)	2名減
報告セグメント計	76名 (11名)	2名減
全社 (共通)	20名 (4名)	2名増
合計	96名 (15名)	－

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数 (契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び業務委託を含む) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,500,000千円

- (注) 当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額の総額380,000千円の当座貸越契約を取引銀行4行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は50,000千円であります。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

(12) 事業の譲渡等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2022年6月1日を効力発生日として、株式会社バリューデザインと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、当社単体で、子会社である株式会社バリューデザインとの経営統合に係る業務委託費等の計上や人材補強による採用費及び人件費が増加したため、経常損失を計上することとなりました。これにより、金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約書に付されている財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提となる重要な疑義を生じさせるような状況にあります。金融機関との交渉の結果、当該条項の適用免除の合意に至りました。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,155,763株 |
| (3) 株主数 | 5,249名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
岩井陽介	1,539,600株	15.16%
J N S ホールディングス株式会社	672,640	6.62
尾上徹	571,840	5.63
大日本印刷株式会社	439,040	4.32
株式会社デンソーウェーブ	370,000	3.64
株式会社SBI証券	279,940	2.76
L i v i o 株式会社	271,500	2.67
I W A I G R O U P P T E . L T D .	250,000	2.46
株式会社ティーガイア	213,440	2.10
G M O ペイメントゲートウェイ株式会社	213,120	2.10

- (注) 1. 2021年9月1日から2022年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が194,940株増加しております。
2. 2022年6月1日の株式交換により、発行済株式総数が3,698,323株増加しております。
3. 持株比率は自己株式(50株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第9回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2013年8月30日	2015年7月15日
新株予約権の数		1,060個	3,960個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 106,000株	普通株式 396,000株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 270円	1株当たり 270円
権利行使期間		2013年9月1日から 2022年11月27日まで	2017年7月16日から 2025年7月14日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く)	—	新株予約権の数 1,612個 目的となる株式数 161,200株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員であるものを 除き、社外役員に限る)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 2名	—

		第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日		2019年11月27日	2021年12月15日
新株予約権の数		2,180個	556個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 218,000株	普通株式 55,600株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 385円	1株当たり 758円
権利行使期間		2021年11月27日から 2029年11月26日まで	2025年1月20日から 2031年12月14日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 同左	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員であるものを除く)	新株予約権の数 1,650個 目的となる株式数 165,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 4名

		第18回新株予約権	第19回新株予約権
発行決議日		2022年4月27日	2022年4月27日
新株予約権の数		200個	198個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 64,000株	普通株式 63,360株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 468円	1株当たり 468円
権利行使期間		2022年6月1日から 2024年9月28日まで	2022年6月1日から 2024年9月28日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 同左	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員であるものを除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 64,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 158個 目的となる株式数 50,560株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—

		第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日		2022年4月27日	2022年4月27日
新株予約権の数		68個	39個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,760株	普通株式 12,480株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 468円	1株当たり 1円
権利行使期間		2022年6月1日から 2025年2月3日まで	2022年6月1日から 2048年11月5日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	新株予約権の数 31個 目的となる株式数 9,920株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 3,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 640株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権のうち、当事業年度末日の時点において既に退任している取締役が付与した新株予約権は上記に含めておりません。
2. 新株予約権のうち、取締役就任前に付与した新株予約権は上記に含めております。
3. 上記の第18回から第21回の新株予約権について、2022年4月27日開催の当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換契約が承認され、当該株式交換前に株式会社バリューデザインが発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。なお、「発行決議日」欄に記載されている日付は、当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会で決議された日を記載しており、「権利行使期間」欄の始期は、当該株式交換の効力発生日であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第15回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		2021年12月15日	2022年4月27日
新株予約権の数		556個	1個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 55,600株	普通株式 320株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 758円	1株当たり 265円
権利行使期間		2025年1月20日から 2031年12月14日まで	2022年6月1日から 2022年8月30日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 同左	
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 356個 目的となる株式数 35,600株 交付対象者数 31名	—
	子会社の役員 及び使用人	—	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 320株 交付対象者数 1名

		第19回新株予約権	第20回新株予約権
発行決議日		2022年4月27日	2022年4月27日
新株予約権の数		198個	68個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,360株	普通株式 21,760株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 468円	1株当たり 468円
権利行使期間		2022年6月1日から 2024年9月28日まで	2022年6月1日から 2025年2月3日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 同左	
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	—	—
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 12,800株 交付対象者数 3名	新株予約権の数 58個 目的となる株式数 18,560株 交付対象者数 7名

		第21回新株予約権
発行決議日		2022年4月27日
新株予約権の数		39個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,480株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円
権利行使期間		2022年6月1日から 2048年11月5日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	—
	子会社の役員 及び 使用人	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 1,920株 交付対象者数 2名

(注) 上記の第17回及び第19回から第21回の新株予約権について、2022年4月27日開催の当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換契約が承認され、当該株式交換前に株式会社バリューデザインが発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。なお、「発行決議日」欄に記載されている日付は、当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会で決議された日を記載しており、「権利行使期間」欄の始期は、当該株式交換の効力発生日であります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	尾 上 徹	佰韶(上海) 信息技术有限公司 董事長 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. Director VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. Director VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. Director ValueDesign Service Pvt Limited. Director
代表取締役会長	岩 井 陽 介	有限会社自在代表取締役 IWAI GROUP PTE.LTD. Director
取締役副社長	井 上 浩 毅	管理担当 マーケティング&PR管掌執行役員
取 締 役	林 秀 治	株式会社バリューデザイン代表取締役社長 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. Director VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. Director VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. Director 株式会社デジタル取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 子 毅	株式会社バリューデザイン監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 徹 行	ダイナミックマップ基盤株式会社常勤監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 昌 治	弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士 KLab株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社SKIYAKI社外取締役 (監査等委員) 株式会社ザッパラス社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	種 谷 信 邦	ソウ・エクスペリエンス株式会社社外取締役 ノーベルファーマ株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 田 恵 美	一般社団法人エヌワン代表 一般社団法人ハンドボールリーグ理事 一般社団法人フェンシング協会理事 株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役 株式会社ヨコオ社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)金子毅氏、加藤徹行氏、井上昌治氏、種谷信邦氏及び米田恵美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役5名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2022年4月27日開催の当社臨時株主総会において、尾上徹氏及び林秀治氏が取締役に、金子毅氏が取締役(監査等委員)にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役尾上徹氏は、当社の持分法適用関連会社であった株式会社バリューデザインの代表取締役を兼職していましたが、2022年6月1日付で同氏は同社代表取締役を辞任により退任しました。また、同日付で当社代表取締役に就任しております。
5. 取締役林秀治氏は、当社の持分法適用関連会社であった株式会社バリューデザインの取締役を兼職していましたが、2022年6月1日付で同氏は同社代表取締役に就任しております。

6. 取締役（監査等委員）加藤徹行氏は、金融機関においてリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）米田恵美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、金子毅氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 事業年度中に辞任により退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	竹ヶ鼻 重 喜		2022年4月27日
取締役	水 越 宏 明	株式会社デンソーウェーブ執行役員 AUTO-ID事業部事業部長 株式会社デンソーエスアイ取締役	2022年4月27日

(注) 取締役水越宏明氏は、社外取締役であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

- ① 当該保険契約の被保険者の範囲
当社の全ての取締役（監査等委員含む）並びに当社子会社の取締役及び監査役
- ② 当該保険契約の内容の概要
被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は1年間であります。
- ③ 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
対象役員の犯罪行為等に起因する損害は、当該保険契約の免責事項となります。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年9月28日、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という）を取締役会において決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ）の決定に関しては、金銭報酬については固定報酬（現金）及び業績連動報酬（現金）で構成されており、固定報酬については、役位及び各事業年度の売上高を考慮して定めることとしております。

業績連動報酬（現金）は、売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」、各人の個別目標の達成率に応じて算出された額を支給することとしており、業績指標として売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」を選定した理由としては、長期的・持続的に成長することを定めた中期経営計画の財務目標と最も関連しているためであります。

また、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与することとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

基本報酬（現金）、業績連動報酬（現金）又は非金銭報酬（新株予約権）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、基本報酬（現金）を主たる報酬としつつ、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

基本報酬（現金）と前期実績に基づく業績連動報酬（現金）は、12等分した金額を毎月支給し、非金銭報酬（新株予約権）は、原則として毎年1回支給いたします。

各取締役の報酬等については、取締役会が、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会における審議結果を踏まえ、その具体的内容を決定いたします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の報酬額については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき指名報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員 であるものを除く） （うち、社外取締役）	56,576 (-)	55,735 (-)	-	841 (-)	4 (-)
監査等委員である取 締役 （うち、社外取締役）	20,079 (20,079)	19,950 (19,950)	-	129 (129)	5 (5)
合 計 （うち、社外取締役）	76,656 (20,079)	75,685 (19,950)	-	970 (129)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役（監査等委員であるものを除く）の支給人数には、2022年4月27日をもって辞任により退任した取締役（監査等委員であるものを除く）1名が含まれており、また取締役（監査等委員であるものを除く）1名及び取締役（監査等委員であるものを除く）である社外取締役1名は無報酬であるため含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額455,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限2,050個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限100個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は4名）であります。
5. 非金銭報酬は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・2022年4月27日付で取締役を退任した水越宏明氏は、株式会社デンソーウェーブ執行役員、株式会社デンソーエスアイ取締役を兼務しておりました。株式会社デンソーウェーブと当社との間には開発受託の取引関係がありますが、株式会社デンソーエスアイと当社の間には特別の関係はありません。
 - ・取締役加藤徹行氏は、ダイナミックマップ基盤株式会社常勤監査役であります。ダイナミックマップ基盤株式会社と当社の間には特別の関係はありません。
 - ・取締役井上昌治氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士、KLab株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社SKIYAKI社外取締役（監査等委員）、株式会社ザッパラス社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役種谷信邦氏は、ソウ・エクスぺリエンス株式会社社外取締役及びノーベルファーマ株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役米田恵美氏は、一般社団法人エヌワン代表、一般社団法人ハンドボールリーグ理事、一般社団法人フェンシング協会理事、株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役、株式会社ヨコオ社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	水越宏明	当事業年度の在任期間中に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、大企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	金子毅	当事業年度の在任期間中に開催された取締役会4回及び監査等委員会5回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に内部管理体制整備に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	加藤徹行	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に内部管理体制整備に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	井上昌治	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律分野での豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	種谷信邦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会社経営に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	米田恵美	当事業年度の在任期間中に開催された取締役会11回及び監査等委員会11回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務会計に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,540千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,540千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムに関する基本方針」を制定することを2014年2月14日開催の取締役会において決議（2022年10月14日開催の取締役会において改訂を決議）しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的な考え方

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため行動指針及び諸規程を定め、これを遵守することを誓約する。
- ② 企業理念を代表取締役が繰り返し役員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス業務を担当する部署を明らかにし、コンプライアンス態勢の整備・強化を図る。
- ② コンプライアンス担当役員、内部監査責任者（監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。）及び監査等委員会は、コンプライアンスの浸透状況を検証する。
- ③ 不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度規程」を定め、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。

(3) 反社会的勢力の排除に対する基本的な考え方と体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じ取締役会へ報告することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

「リスク管理規程」、「リスク管理基準」を制定し、リスク管理委員会が当社グループ全体のリスクを総合的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
内部監査責任者は、当社グループ全体のリスク管理の状況を監査し、その結果を監査等委員会へ報告する。

(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアル、緊急時対応計画に従い情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
 - (2) 取締役の職務執行については、取締役会における職務分担の決議のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき各人の職務内容及び責任を明確にし、効率的な職務執行が行われる体制を構築する。
5. 上記以外の当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社は当社に対し事業内容の定期的な報告を行うこととし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
 - (2) 当社の内部監査責任者は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策についての指導、実施の支援を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、コーポレート部門に所属する使用人を監査等委員会の補助すべき使用人として指名することができる。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査等委員会が指定する補助業務の期間中は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない。
8. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ会社の業務執行状況を報告する。また、当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員は、必要に応じ何時でも当社グループの重要と思われる会議に出席したり、書類の提示を求めたりすることができる。
9. 監査等委員会及び内部監査責任者に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会及び内部監査責任者へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員の費用請求には、監査等委員の職務執行に必要なでないことを確認した場合を除き、速やかに応じる。
- また、監査等委員会が代表取締役、会計監査人、内部監査責任者とそれぞれ意見交換を行うことにより、コンプライアンス上の課題、問題を把握できる体制構築を行うとともに、内部監査責任者は監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員会監査の実効性確保を支援するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
「リスク管理規程」に基づき管理（コーポレート）管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を原則として3か月に1回以上開催し、リスクの実態把握に努めるとともに必要な施策の指示や取締役会、監査等委員会への報告を行っております。
また、コンプライアンス意識の醸成を図るため、コンプライアンス担当役員と所管部署の使用人が中心となり全役職員に対するコンプライアンス研修を実施しております。
反社会的勢力の排除については、取引開始時に相手方の属性を確認したり契約書に反社会的勢力の排除を謳った条文を規定したりするなどの対応を行っております。また、万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関や弁護士に相談できる態勢を整えております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況
「文書管理規程」を始めとする関連規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録、保存しております。内部監査責任者は、規程遵守状況を適宜検証し、その結果を監査等委員会へ報告しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
平時はリスク管理委員会が全社のリスクを統括的に管理し、各部門からリスク管理状況について定期、随時の連絡を受け取締役会に対し定期的に報告しております。
また、内部監査責任者は内部監査計画に基づき各業務のリスク管理状況の検証を行い、その結果を監査等委員会へ報告しております。加えて、必要に応じて、取締役社長へ報告しております。
有事（リスクの顕在化）が発生した場合は、緊急時対応ルールに従い当該事象の内容に応じ責任者を明確にして情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行い、問題解決に努めております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
取締役会において取締役社長、業務執行役の職務分担を決議しているほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき執行役員を始めとする使用人の職務内容及び権限を明確にしております。
5. その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況
監査等委員会からの要望には適宜対応し、業務の適正の確保に努めております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,776,604	流 動 負 債	2,161,668
現金及び預金	1,094,332	買掛金	134,004
受取手形、売掛金及び契約資産	441,330	短期借入金	50,000
棚卸資産	150,010	1年内償還予定の社債	32,000
その他	92,296	1年内返済予定の長期借入金	1,580,004
貸倒引当金	△1,365	リース債務	1,537
固 定 資 産	2,079,773	未払金	154,572
有 形 固 定 資 産	91,926	未払法人税等	18,640
建物	23,932	前受金	150,554
工具、器具及び備品	64,149	その他	40,354
リース資産	3,844	固 定 負 債	263,328
無 形 固 定 資 産	1,877,746	社債	68,000
のれん	1,600,921	長期借入金	191,653
ソフトウェア	178,872	リース債務	2,691
ソフトウェア仮勘定	97,858	退職給付に係る負債	984
その他	94	負 債 合 計	2,424,997
投 資 そ の 他 の 資 産	110,100	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	325	株 主 資 本	1,405,900
関係会社株式	7,246	資本金	694,695
敷金及び保証金	85,560	資本剰余金	2,558,842
保険積立金	11,460	利益剰余金	△1,847,578
その他	6,636	自己株式	△58
貸倒引当金	△1,128	新 株 予 約 権	25,479
資 産 合 計	3,856,377	純 資 産 合 計	1,431,379
		負 債 純 資 産 合 計	3,856,377

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,165,474
売上原価		417,950
売上総利益		747,524
販売費及び一般管理費		908,144
営業損失		160,620
営業外収益		
受取利息	4	
助成金収入	50	
その他	155	209
営業外費用		
支払利息	19,266	
持分法による投資損失	1,324,734	
その他	1,650	1,345,651
経常損失		1,506,062
特別利益		
新株予約権戻入益	9,786	9,786
特別損失		
固定資産除却損	132	
減損損	225,582	
段階取得に係る損失	79,180	304,895
税金等調整前当期純損失		1,801,170
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	30,758	33,048
当期純損失		1,834,218
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		1,834,218

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	661,664	661,857	△13,359	△49	1,310,112
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	33,030	33,030	-	-	66,061
株式交換による増加	-	1,863,954	-	-	1,863,954
親会社株主に 帰属する当期純損失	-	-	△1,834,218	-	△1,834,218
自己株式の取得	-	-	-	△8	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	33,030	1,896,985	△1,834,218	△8	95,788
当 期 末 残 高	694,695	2,558,842	△1,847,578	△58	1,405,900

(単位：千円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	-	1,310,112
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	-	66,061
株式交換による増加	-	1,863,954
親会社株主に 帰属する当期純損失	-	△1,834,218
自己株式の取得	-	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25,479	25,479
当 期 変 動 額 合 計	25,479	121,267
当 期 末 残 高	25,479	1,431,379

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	567,230	流 動 負 債	1,805,440
現金及び預金	398,020	買掛金	35,515
売掛金	144,325	短期借入金	50,000
前払費用	15,524	1年内償還予定の社債	32,000
未収入金	9,404	1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
その他	229	リース債務	1,537
貸倒引当金	△274	未払金	38,004
固 定 資 産	2,895,414	未払費用	13,258
有形固定資産	23,903	未払法人税等	17,396
建物	12,258	前受金	110,379
工具、器具及び備品	7,800	預り金	7,339
リース資産	3,844	その他の	7
無形固定資産	180,272	固 定 負 債	70,691
ソフトウェア	113,814	社 債	68,000
ソフトウェア仮勘定	66,458	リース債務	2,691
投資その他の資産	2,691,239	負 債 合 計	1,876,131
投資有価証券	325	(純資産の部)	
関係会社株式	2,646,811	株 主 資 本	1,561,034
敷金	32,631	資 本 金	694,695
保険積立金	11,460	資 本 剰 余 金	2,558,842
その他	646	資本準備金	2,558,650
貸倒引当金	△636	その他資本剰余金	192
資 産 合 計	3,462,645	利 益 剰 余 金	△1,692,445
		その他利益剰余金	△1,692,445
		繰越利益剰余金	△1,692,445
		自 己 株 式	△58
		新 株 予 約 権	25,479
		純 資 産 合 計	1,586,513
		負 債 純 資 産 合 計	3,462,645

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,165,474
売上原価	417,950
売上総利益	747,524
販売費及び一般管理費	901,644
営業損失	154,120
営業外収益	
受取利息	4
助成金収入	50
その他	155
合計	209
営業外費用	
支払利息	19,266
その他	1,650
合計	20,916
経常損失	174,827
特別利益	
新株予約権戻入益	9,786
特別損失	
固定資産除却損	132
減損損失	225,582
関係会社株式評価損	1,255,281
合計	1,480,996
税引前当期純損失	1,646,037
法人税、住民税及び事業税	2,290
法人税等調整額	30,758
当期純損失	1,679,085

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	661,664	661,664	192	661,857	△13,359	△13,359
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	33,030	33,030	－	33,030	－	－
株式交換による増加	－	1,863,954	－	1,863,954	－	－
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△1,679,085	△1,679,085
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	33,030	1,896,985	－	1,896,985	△1,679,085	△1,679,085
当 期 末 残 高	694,695	2,558,650	192	2,558,842	△1,692,445	△1,692,445

(単位：千円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△49	1,310,112	－	1,310,112
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	66,061	－	66,061
株式交換による増加	－	1,863,954	－	1,863,954
当 期 純 損 失	－	△1,679,085	－	△1,679,085
自己株式の取得	△8	△8	－	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	25,479	25,479
当 期 変 動 額 合 計	△8	250,922	25,479	276,401
当 期 末 残 高	△58	1,561,034	25,479	1,586,513

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	株式会社バリューデザイン 佰餽（上海）信息技术有限公司 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. ValueDesign Service Pvt Limited

当連結会計年度において、当社を株式交換完全親会社、持分法適用関連会社であった株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力発生により、株式会社バリューデザイン及びその連結子会社である、佰餽（上海）信息技术有限公司、VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.、VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.、ValueDesign Service Pvt Limitedを連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を当該連結子会社の決算日である2022年6月30日としており、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結し、損益については持分法による投資損益として計上しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用関連会社の数	1社
持分法適用関連会社の名称	株式会社デジフル

当連結会計年度より、当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力発生により、その持分法適用関連会社である、株式会社デジフルを持分法適用関連会社としております。

なお、株式会社バリューデザインは、当社の連結子会社となった事に伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社バリューデザインの決算日は6月30日であります。佰餽（上海）信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.、VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. 及び ValueDesign Service Pvt Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、6月30日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ただし、7月1日から連結決算日である8月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結決算上において必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等）移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウエア 3～5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」は、当社グループの顧客である企業の店舗等に対して、エンドユーザーが利用する独自PayやポイントをSaaS型の「アララキャッシュレス」及び「バリューカードサービス」にて提供しております。また、「アララキャッシュレス」及び「バ

リユースカードサービス」では各種の付加サービスの提供も実施しております。

「アララキャッシュレス」では、エンドユーザーのキャッシュレスサービス利用時に蓄積された履歴をもとに顧客がメッセージングサービスを活用し、エンドユーザーと最適なコミュニケーションを取ることができる統合型販促ソリューションサービスを展開しております。「バリューカードサービス」では、周辺サービスや決済データを用いたデジタルマーケティングサービスや従来は応募にハガキを利用していたレシート販促キャンペーンをデジタル化したインスタントウィンサービス等、独自 P a y 利用促進・付加価値向上のためのサービスを展開しております。これらについては、主にシステム導入等に係るサービス提供と月々のシステム利用に係るサービス提供の2つに分けられます。

システム導入等に係るサービス提供は、主に初期導入に係る作業費用（設定、登録、導入支援）とカード製作、決済端末やチャージ機等の納品があります。初期導入に係る作業費用はシステムが利用できるように設定等が完了した時点で収益を認識しており、カード製作、決済端末やチャージ機等の納品は、当該物品に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。システム利用に係るサービス提供については、主にエンドユーザーが当社グループの提供する独自 P a y で決済した際の金額に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客に対してその決済額に応じた契約金額を収益として認識しております。

② メッセージングサービス事業

「メッセージングサービス事業」は、適切なタイミングで電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体（主に運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等）を対象に、サービスを提供する事業であります。主なサービスの提供方法は2つあり、期間を設けたライセンスによるサービス提供と S a a S 方式によるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、S a a S 方式によるサービス提供については、初期導入に係る作業費用と月々のシステム利用料に分けられます。初期導入に係る作業費用は、システムが利用できるように設定等が完了した時点で収益を認識しており、月々のシステム利用料は、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

③ データセキュリティサービス事業

「データセキュリティサービス事業」は、個人情報保護に関する法律に基づき、顧客がデータの適切な管理を実現することを目的としたサービスを提供する事業であります。主なサービスの提供方法は、期間を設けたライセンスによるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

④ その他の事業（ARサービス）

「その他の事業」では、ARサービスを行っており、主に米国 M e t a 社（旧 F a c e b o o k 社）が運営する「Facebook」や「Instagram」上で動作するカメラアプリ「Spark AR」等の受注制作のコンテンツを受託開発しております。

受注制作のコンテンツ開発については、少額もしくはごく短期間の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 株式会社バリューデザインのものについて

当社グループは、2022年6月1日付で株式会社バリューデザインとの株式交換契約の効力発生に伴い、同社を連結子会社としたことよりのれんを認識しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	1,600,921

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの算定に当たっては、取得による企業結合において支配獲得時以後の事業展開によって期待される超過収益力を見積って算定しております。また、その効果の発現する期間（10年）を見積り、その期間で均等償却する方法によっております。

なお、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、株式会社バリューデザインの事業計画を基礎として見積もられております。市場環境の変化等により、将来において当初想定したキャッシュ・フローが見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの減損処理を行う可能性があります。

2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
ソフトウェア	178,872
ソフトウェア仮勘定	97,858
減損損失	225,582

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

開発したソフトウェアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合には無形固定資産に計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく、定額法により減価償却を行っております。更に、資産計上後における状況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合やソフトウェアが事業の用に供されない場合には、減損処理を行っております。

将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウェアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアに係る損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 880,321千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円

長期借入金 -千円

計 1,500,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 515,100千円

3. 棚卸資産の内訳

商品 149,987千円

貯蔵品 23千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 10,155,763株

2. 当連結会計年度末日における自己株式の数

普通株式 50株

3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 803,380株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

社債及び長期借入金は、主に株式取得や設備投資を目的としたものであります。変動金利による借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産 貸倒引当金 (※ 2)	441,330 △1,365	441,330 △1,365	－ －
(2) 敷金及び保証金	439,965 85,560	439,965 85,167	－ △392
資産計	525,525	525,132	△392
(1) 買掛金	134,004	134,004	－
(2) 未払金	154,572	154,572	－
(3) 未払法人税等	18,640	18,640	－
(4) 社債 (※ 4)	100,000	100,052	52
(5) 短期借入金	50,000	50,000	－
(6) 長期借入金 (※ 5)	1,771,657	1,771,252	△404
(7) リース債務 (※ 6)	4,228	4,163	△65
負債計	2,233,103	2,232,686	△417

(※ 1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 受取手形、売掛金及び契約資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (投資有価証券)	325
非上場株式 (関係会社株式)	7,246

(※ 4) 社債は 1 年内償還予定の社債を含めております。

(※ 5) 長期借入金は 1 年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※ 6) リース債務は 1 年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

※ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	85,167	－	85,167
資産計	－	85,167	－	85,167
社債	－	100,052	－	100,052
長期借入金	－	1,771,252	－	1,771,252
リース債務	－	4,163	－	4,163
負債計	－	1,875,468	－	1,875,468

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は敷金及び保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債・長期借入金・リース債務

固定金利の社債、長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業 (ARサービス)	
一時点で移転される財又はサービス	417,560	8,486	10,606	37,099	473,752
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	69,102	510,908	102,825	8,885	691,721
顧客との契約から生じる収益	486,663	519,394	113,431	45,984	1,165,474

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	439,382
契約資産 (期末残高)	1,947
契約負債 (期末残高)	2,463

(注) 顧客との契約から生じた債権は、「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示しております。また、契約負債は、流動負債の「前受金」に含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 138円43銭
- 1株当たり当期純損失 252円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

(キャッシュレスサービス事業における会社分割)

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、2023年1月1日を効力発生日として、当社のキャッシュレスサービス事業を、当社の完全子会社である株式会社バリューデザイン（以下「バリューデザイン」といいます。）に会社分割し承継させること（以下「本会社分割」といいます。）を決議し、吸収分割契約書を締結いたしました。

1. 本会社分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、事業の内容、資本金の額、純資産の額及び総資産の額
(2022年6月30日現在)

(1) 商号	株式会社バリューデザイン
(2) 本店の所在地	東京都中央区八丁堀三丁目3番5号住友不動産八丁堀ビル6階
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 林 秀治
(4) 事業内容	サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業
(5) 資本金の額	100百万円
(6) 純資産の額	890百万円
(7) 総資産の額	1,785百万円

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
売上高 (百万円)	2,477	2,223	2,079
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	137	31	△67
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	122	△0	△54
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	76	△56	△94

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
アララ株式会社 (提出会社) 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

バリューデザインは、当社（提出会社）の100%子会社であり、当社（提出会社）の取締役が、バリューデザインの取締役を兼任するとともに、当社からバリューデザインに役員を派遣しています。また、当社従業員がバリューデザインに出向しており、当社への出向者も受け入れています。

2. 本会社分割の目的

本会社分割の目的については、両社でそれぞれ展開しているキャッシュレスサービス事業を一本化し、スケールメリットを活かすことで2021年10月12日に両社で発表しました「株式会社バリューデザインとの業務提携方針に関するお知らせ」及び「アララ株式会社との業務提携方針に関するお知らせ」に記載の業務提携による効果を深化させ、様々なキャッシュレス・DXサービスの提供を実現し、豊かな社会を創造することが目的であります。

3. 本会社分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 本会社分割の方法

当社を吸収分割会社とし、バリューデザインを吸収分割承継会社とする吸収分割方式により行います。

(2) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して対価の交付は行いません。

(3) その他の吸収分割契約の内容

ア. 承継する権利義務

本会社分割の効力発生日に、バリューデザインは、当社がキャッシュレス事業に関して有する資産、負債その他の権利義務及び契約上の地位のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。なお、バリューデザインが承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

イ. 日程

本会社分割に係る吸収分割契約承認の取締役会決議日	2022年10月14日
本会社分割に係る吸収分割契約締結日	2022年10月14日
本会社分割に係る吸収分割承認株主総会（予定）	2022年11月25日
本会社分割効力発生日（予定）（注）	2023年1月1日

（注）2022年11月25日開催予定の当社第17回定時株主総会において、本会社分割に係る吸収分割契約の承認が得られていることを条件としております。なお本会社分割は、バリューデザインにおいては会社法第796条第1項本文に基づく略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) 本会社分割に係る割当ての内容

該当事項はありません。

- (5) 本会社分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、事業の内容、資本金の額、純資産の額及び総資産の額

(2023年1月1日現在 (予定))

(1) 商号	株式会社バリューデザイン (変更なし)
(2) 本店の所在地	東京都中央区京橋三丁目1番1号東京スクエアガーデン14階 (予定)
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 林 秀治 (変更なし)
(4) 事業内容	サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業 (変更なし)
(5) 資本金の額	100百万円 (予定)
(6) 純資産の額	(未定)
(7) 総資産の額	(未定)

(借入金の返済条件の変更)

当社は、2022年10月19日に株式会社みずほ銀行と2021年8月25日に締結した金銭消費貸借契約に対する返済条件の変更に係る変更契約を締結しております。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 条件変更の目的 | 運転資金の確保のため |
| 2. 借入先の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| 3. 条件変更の内容 | 借入金1,400,000千円の返済期限を2023年8月25日から2023年11月25日へ変更 |
| 4. 変更契約の締結時期 | 2022年10月19日 |
| 5. 損益に及ぼす影響 | 当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります |

(その他の注記)

(取得による企業結合)

当社は、2022年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称 : 株式会社バリューデザイン

事業内容 : サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

本企業結合は、両社でそれぞれ展開しているキャッシュレスサービス事業を一本化し、スケールメリットを活かすことで2021年10月12日に両社で発表いたしました「業務提携方針」の実行を加速することが目的であります。ほぼ同時期に創業した両社が作り上げてきたハウス電子マネー市場におけるノウハウを活用し、リーディングカンパニー同士の融合でしかなしえない、質の高いキャッシュレスサービスを提供いたします。年間の決済額が約1兆円に達する両社のハウス電子マネーによるキャッシュレスサービスは、各地域の消費者の日々の暮らしを継続的に支えており、持続的な成長と株主・市場の期待に応える企業価値の向上を図るとともに、両社の役職員の活躍の機会を拡大し、職務への誇りや喜びを高められるなど、各ステークホルダーから高い評価を得られる企業集団を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2022年6月1日(株式交換の効力発生日)

2022年6月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

現金対価により取得した議決権比率 33.26%

株式交換により追加取得する議決権比率 66.74%

取得後の議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が株式である企業結合であり、当社が当該株式を交付する企業であること、また、結合前の当社株主が結合後企業の議決権比率の最も大きな割合を占めること等から、当社を取得企業としております。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であり、連結子会社の決算日である2022年6月30日をみなし取得日としております。また、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、被取得企業の決算日である2022年6月30日現在の連結貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式バリューデザインの企業結合日における時価	929,249千円
	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	1,863,954千円
	株式交換契約の効力発生に伴い付与した新株予約権の時価	44,838千円
取得原価		2,838,042千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

当社の普通株式3.2株 : 株式会社バリューデザインの普通株式1株

(2) 株式交換比率の算定方法

株式交換比率の算定にあたっては、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、株式会社バリューデザインは山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を第三者算定機関として選定しております。プルータスは、当社普通株式及びバリューデザイン社普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。また、山田コンサルは、当社普通株式及びバリューデザイン社普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社ともに比較的類似した事業を行っている上場会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

これらの算定結果を参考に、両社がお互いに対し実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、当事者間で慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率により株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

(3) 交付株式数

3,698,323株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 6,500千円

6. 発生した無形資産（のれん）の額及び償却方法及び償却期間

(1) 発生した無形資産（のれん）の額

のれん 1,600,921千円

なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において企業結合日以降、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であり、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力です。

(3) 償却方法及び償却期間
のれん 10年間にわたる均等償却

7. 企業結合日（みなし取得日）に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,555,739千円
固定資産	230,248千円
資産合計	1,785,987千円
流動負債	702,593千円
固定負債	192,637千円
負債合計	895,231千円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」は、当社の顧客である企業の店舗等に対して、エンドユーザーが利用する独自 Pay やポイントを SaaS 型の「アララキャッシュレス」にて提供しております。また、「アララキャッシュレス」の付加サービスとしてエンドユーザーのキャッシュレスサービス利用時に蓄積された履歴をもとに顧客がメッセージングサービスを活用し、エンドユーザーと最適なコミュニケーションを取ることができる統合型販促ソリューションサービ

スを展開しております。これらについては、主にシステム導入等に係るサービス提供と月々のシステム利用に係るサービス提供の2つに分けられます。

システム導入等に係るサービス提供は、主に初期導入に係る作業費用（設定、登録、導入支援）とカード製作、決済端末やチャージ機等の納品があります。初期導入に係る作業費用はシステムが利用できるように設定等が完了した時点で収益を認識しており、カード製作、決済端末やチャージ機等の納品は、当該物品に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。システム利用に係るサービス提供については、主にエンドユーザーが当社の提供する独自 P a y で決済した際の金額に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客に対してその決済額に応じた契約金額を収益として認識しております。

(2) メッセージングサービス事業

「メッセージングサービス事業」は、適切なタイミングで電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体（主に運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等）を対象に、サービスを提供する事業であります。主なサービスの提供方法は2つあり、期間を設けたライセンスによるサービス提供と S a a S 方式によるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、S a a S 方式によるサービス提供については、初期導入に係る作業費用と月々のシステム利用料に分けられます。初期導入に係る作業費用は、システムが利用できるように設定等が完了した時点で収益を認識しており、月々のシステム利用料は、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

(3) データセキュリティサービス事業

「データセキュリティサービス事業」は、個人情報保護に関する法律に基づき、顧客がデータの適切な管理を実現することを目的としたサービスを提供する事業であります。主なサービスの提供方法は、期間を設けたライセンスによるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

(4) その他の事業（ARサービス）

「その他の事業」では、ARサービスを行っており、主に米国 M e t a 社（旧 F a c e b o o k 社）が運営する「Facebook」や「Instagram」上で動作するカメラエフェクト「Spark AR」等の受注制作のコンテンツを受託開発しております。

受注制作のコンテンツ開発については、少額もしくはごく短期間の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(表示方法の変更に関する注記)

開発途中にある自社利用目的のソフトウェアの表示方法は、従来、貸借対照表上の「ソフトウェア」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「ソフトウェア仮勘定」として独立掲記することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

1. バリューデザイン株式の評価について

当社は、2022年6月1日付で株式会社バリューデザインとの経営統合を目的とした株式交換契約の効力発生により、バリューデザイン株式を追加取得しております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	2,646,811
関係会社株式評価損	1,255,281

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度において、バリューデザイン株式(上場時)の帳簿価額に対して市場価格の著しい低下が見られたため、市場価格まで減額し、関係会社株式評価損を計上しております。

また、株式交換により追加取得したバリューデザイン株式の取得原価については、みなし取得日時点（2022年6月30日）の当社の株価に株式交換比率を乗じた価格を基に算定しております。

当事業年度末におけるバリューデザイン株式の評価に当たっては、株式会社バリューデザインの純資産額に同社の事業計画を基礎として算定された超過収益力を反映した価格で評価しております。株式会社バリューデザインの業績不振や財政状態の悪化等により、実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理する必要がある、評価損を計上する可能性があります。

2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	113,814
ソフトウェア仮勘定	66,458
減損損失	225,582

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

開発したソフトウェアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合には無形固定資産に計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく、定額法により減価償却を行っております。さらに、資産計上後における状況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合やソフトウェアが事業の用に供されない場合には、減損処理を行っております。

将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウェアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアに係る損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
関係会社株式	880,321千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円
長期借入金	－千円
計	1,500,000千円

2. 財務制限条項

当社は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）について、株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しており、下記の財務制限条項が付されております。

(1) 2021年8月期決算を初回とし、以降各年度の決算期における当社の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における当社の単体の貸借対照表における純資産の部の合計額の75%以上とすること。

(2) 各年度の決算期における当社の単体の損益計算書に表示される経常損益が、2021年8月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。

なお、当事業年度において、当該財務制限条項の「(2) 各年度の決算期における当社の単体の損益計算書に表示される経常損益が、2021年8月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。」に抵触しておりますが、株式会社みずほ銀行との交渉の結果、当該財務制限条項の適用免除の合意に至りました。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 74,546千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社株式評価損

当社の保有する関係会社株式のうち、株式会社バリューデザイン株式（上場時）について、市場価格の著しい低下が見られたため、当該株式に対して減損処理を実施し、関係会社株式評価損1,255,281千円を計上しております。

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
本社(東京都港区)	キャッシュレスサービス事業 事業用資産	ソフトウェア仮勘定	225,582千円

当社は、原則として、管理会計上の事業区分を基準として固定資産のグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、システム開発案件の計画中止に伴い、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該事業用資産の回収可能額については、正味売却価額により測定しておりますが、当該資産グループについては、正味売却価額が零であるため、回収可能額はないものとして算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数		
	普通株式	10,155,763株
2. 当事業年度末日における自己株式の数		
	普通株式	50株
3. 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数		
	普通株式	803,380株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	278千円
減価償却超過額	70,897千円
関係会社株式取得関連費用	3,037千円
関係会社株式評価損	384,367千円
投資有価証券評価損	15,807千円
税務上の繰越欠損金	103,598千円
その他	7,181千円
繰延税金資産 計	585,168千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△103,598千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△481,569千円
評価性引当額 計	△585,168千円
繰延税金資産 合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社バリユ ーデザイン	(所有) 100.0%	役員の兼務	配当金の受取 (注1)	346,365	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 配当金については、子会社が実施した株主総会決議に基づき受領しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	岩井 陽介	(被所有) 15.18%	-	ストック・オ プシヨンの 権 利 行 使 (注1)	23,976	-	-
役員	尾上 徹	(被所有) 5.64%	-	ストック・オ プシヨンの 権 利 行 使 (注2)	11,985	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプション及び当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 株式交換契約に基づき付与されたストック・オプション及び当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 153円71銭
- 1株当たり当期純損失 230円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

アララ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 靖 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アララ株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アララ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

アララ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 靖 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アララ株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2021年9月1日から2022年8月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査等委員会の職務の執行のため必要な事項及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4で定める内容（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、経営力強化を図るため、内部統制システムの継続的な強化に取り組み法令遵守、業務の有効性・効率性、財務諸表の質的向上に努めることが求められます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年10月28日

アララ株式会社 監査等委員会

社外取締役監査等委員（委員長）	金子 毅
社外取締役監査等委員	井上 昌治
社外取締役監査等委員	加藤 徹行
社外取締役監査等委員	種谷 信邦
社外取締役監査等委員	米田 恵美

以上

吸収分割承継会社の最終事業年度（2022年6月期）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式会社バリューデザインの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより、経済活動は回復の兆しがみられたものの、新たな変異株による感染の再拡大に伴う自粛・制限により消費活動の拡大は未だ厳しい状況が続いております。また、ウクライナを巡る情勢の変化や、世界的な原材料不足等の影響で、今後の先行きは極めて予測の難しい状況が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度における売上高は、システム利用料収益が前期比3.9%増、初期売上を中心とするフロー収益が同27.0%減となり、総売上高は2,079,867千円（前期比6.4%減）となりました。販売費及び一般管理費は、コンサルティング費用や代理店手数料等の増加により、4.1%増となりました。その結果、営業損失は67,506千円（前期は営業利益31,445千円）となりました。

当社グループの所属する電子決済市場においては、政府が主導するキャッシュレス決済の普及推進を背景に、QR等コード決済サービスの普及、様々な事業者によるキャッシュレス決済サービスの参入・再編が続いております。2020年は6兆円強であった市場規模が、2025年には12兆円超へ拡大すると予測されるQR等コード決済サービスを筆頭に、キャッシュレス決済市場は引き続き、高い成長性が見込まれています。（矢野経済研究所「国内コード決済市場に関する調査を実施（2021年）」より）

このような状況のもと、当社グループが事業展開している「バリューカードASPサービス」も、引き続き導入企業数、店舗数を伸ばしており、2022年6月末時点で累計導入企業数849社、累計導入店舗数94,679店舗へと増加しております。新規導入については引き続き、利便性や消費者へのお得感の提供による囲い込みの需要に加え、感染症予防対策、更にはキャッシュレス決済比率の増加に伴う、決済手数料の負担増などを背景にスーパーマーケット等の小売業や量販業等からの引き合い、受注が増加しております。既存顧客のハウス電子マネー利用（取扱高）に関しては、同じく小売業・量販業での利用が引き続き堅調に推移し、前期比7.0%増となりました。

中期経営計画にて発表した、ハウス電子マネーの周辺サービスや決済データを用いたデジタルマーケティングサービス領域では、銀行口座からの支払いが可能

なコード決済サービス「Bank Pay」との接続による、銀行口座からの電子マネーチャージや、従来は応募にハガキを利用していたレシート販促キャンペーンをデジタル化したインスタントウィンサービス等、ハウス電子マネー利用促進・付加価値向上のための新サービスの開発・提供を継続的に実施しております。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高2,079,867千円（前期比6.4%減）、営業損失67,506千円（前期は営業利益31,445千円）、経常損失54,328千円（前期は経常損失701千円）、親会社株主に帰属する当期純損失94,944千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失56,353千円）となりました。

2022年3月15日には、当社の筆頭株主であるアララ株式会社と株式交換契約及び経営統合について合意し、経営統合後の中期経営計画を策定いたしました。同計画では、「独自Pay」（ハウス電子マネーによるキャッシュレス決済、及びその特性である顧客の囲い込み効果、ならびに決済・顧客データを活用したマーケティングDXを包含したサービスの総称）事業の国内トッププレイヤーとしての、同事業を中心とした成長方針を提示しております。また、2022年4月27日に開催した臨時株主総会において、株式交換契約は承認され、2022年5月30日を以って当社は上場廃止となり、2022年6月1日よりアララ株式会社を親会社とする新体制へ移行致しました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2019年 6 月期)	第 14 期 (2020年 6 月期)	第 15 期 (2021年 6 月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2022年 6 月期)
売 上 高	2,066,572 千円	2,477,251 千円	2,223,095 千円	2,079,867 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△80,935 千円	122,687 千円	△701 千円	△54,328 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△150,084 千円	76,775 千円	△56,353 千円	△94,944 千円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△102.20 円	51.54 円	△34.54 円	△54.82 円
総 資 産	1,203,472 千円	1,464,642 千円	2,019,426 千円	1,785,987 千円
純 資 産	708,627 千円	846,567 千円	1,356,726 千円	890,756 千円

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2019年 6 月期)	第 14 期 (2020年 6 月期)	第 15 期 (2021年 6 月期)	第 16 期 (当事業年度) (2022年 6 月期)
売 上 高	2,017,378 千円	2,430,130 千円	2,167,173 千円	2,015,000 千円
経常利益又は経常損失(△)	△4,563 千円	155,195 千円	20,095 千円	△27,751 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△96,156 千円	4,147 千円	△107,190 千円	△96,970 千円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△65.48 円	2.78 円	△65.70 円	△55.99 円
総 資 産	1,293,470 千円	1,471,367 千円	1,950,531 千円	1,722,130 千円
純 資 産	812,920 千円	872,051 千円	1,343,799 千円	883,637 千円

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

(3) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

2022年6月1日にアララ株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力発生により、アララ株式会社が、当社の株式1,731,826株（議決権比率100.0%）全てを保有し、当社の完全親会社となりました。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
佰籛（上海）信息技术有限公司	1,529千 アメリカドル	100.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	460千 シンガポールドル	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.	13,000千 タイバーツ	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.	1,800千 マレーシアリングット	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
ValueDesign Service Pvt Limited	85,000千 インドルピー	100.0 %	ハウスプリペイド カード事業

(注) 佰籛（上海）信息技术有限公司については、会社清算手続き中であります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,560,000株

(2) 発行済株式の総数 1,731,826株

(3) 株主数 1名

(4) 株主名

株主名	持株数	持株比率
アララ株式会社	1,731,826株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

(2022年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
林 秀 治	代表取締役社長	VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. Director VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN. BHD. Director 株式会社デジフル 取締役 アララ株式会社 取締役
楠 木 康 弘	取締役副社長事業戦略本部長	
鹿 田 要	取締役営業本部管掌 兼 営業本部長	佰 儲 (上海) 信息技术有限公司 総経理 ValueDesign Service Pvt Limited. Director
小 柳 雄 志	取締役	
藤 代 哲	社外取締役	
金 子 毅	常勤監査役	アララ株式会社 取締役 (監査等委員)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,520千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,520千円

(注) 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当決定機関は株主総会であります。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,555,739	流動負債	702,593
現金及び預金	1,042,677	買掛金	98,488
売掛金及び契約資産	297,005	1年内返済予定の長期借入金	80,004
棚卸資産	149,866	未払金	116,568
その他	67,281	未払法人税等	1,243
貸倒引当金	△1,090	未払配当金	346,365
固定資産	230,248	その他	59,923
有形固定資産	68,023	固定負債	192,637
建物	11,674	長期借入金	191,653
工具、器具及び備品	56,349	退職給付に係る負債	984
リース資産	0	負債合計	895,231
無形固定資産	96,552	(純資産の部)	
ソフトウェア	65,057	株主資本	910,020
その他	31,494	資本金	100,000
投資その他の資産	65,672	資本剰余金	904,581
関係会社株式	7,246	利益剰余金	△94,560
敷金及び保証金	52,928	その他の包括利益累計額	△19,264
その他	5,989	為替換算調整勘定	△19,264
貸倒引当金	△491	純資産合計	890,756
資産合計	1,785,987	負債純資産合計	1,785,987

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,079,867
売上原価		1,099,416
売上総利益		980,451
販売費及び一般管理費		1,047,957
営業損失		67,506
営業外収益		
受取利息	1,036	
為替差益	12,823	
持分法による投資利益	2,816	
その他の	1,113	17,788
営業外費用		
支払利息	4,552	
その他の	58	4,611
経常損失		54,328
特別利益		
新株予約権戻入益	9,929	9,929
特別損失		
減損損失	51,404	51,404
税金等調整前当期純損失		95,804
法人税、住民税及び事業税	1,243	
法人税等調整額	△1,796	△552
当期純損失		95,251
非支配株主に帰属する当期純損失		306
親会社株主に帰属する当期純損失		94,944

連結株主資本等変動計算書

(2021 年 7 月 1 日から
2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	440,889	1,017,833	△99,910	△585	1,358,226
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△6,896	-	△6,896
会計方針の変更を反映し た当期首残高	440,889	1,017,833	△106,806	△585	1,351,330
当期変動額					
剰余金の配当	-	△346,365	-	-	△346,365
減資	△340,889	340,889	-	-	-
欠損補填	-	△107,190	107,190	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	△94,944	-	△94,944
自己株式の消却	-	△585	-	585	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△340,889	△113,252	12,246	585	△441,309
当期末残高	100,000	904,581	△94,560	-	910,020

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当期首残高	△11,735	△11,735	9,929	306	1,356,726
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	△6,896
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△11,735	△11,735	9,929	306	1,349,830
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△346,365
減資	-	-	-	-	-
欠損補填	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	-	-	△94,944
自己株式の消却	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,528	△7,528	△9,929	△306	△17,764
当期変動額合計	△7,528	△7,528	△9,929	△306	△459,074
当期末残高	△19,264	△19,264	-	-	890,756

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	佰镗（上海）信息技术有限公司 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. ValueDesign Service Pvt Limited

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用関連会社の数	1社
持分法適用関連会社の名称	株式会社デジクル

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

佰镗（上海）信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.、VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.及びValueDesign Service Pvt Limitedの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のないもの）移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年
工具、器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるハウスプリペイドカード事業における主な収益には、ハウス電子マネー残高管理システムの導入等に係る収益（初期導入等に係る売上）と毎月のシステム利用に係る収益（システム利用料売上）があります。

① 初期導入等に係る売上

カード製作については、顧客企業の店舗等へカードが出荷された時点に、電子マネーの決済端末やチャージ機については、顧客企業の店舗等に納品や設置された時点において、顧客に当該物品に対する支配が移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。また、システム登録手数料等については、サービスが移転される一定期間に渡って収益を認識しております。更に、受注制作のソフトウェア開発については、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用の回収が見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

② システム利用料売上

システム利用料売上については、顧客との契約に基づきハウス電子マネー残高管理システムの顧客によるサービス利用量に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客の利用量に応じた契約金額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払(システム登録手数料等のセットアップ手数料)については、従来ASPサービス等の導入時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、財又はサービスが移転された時に収益を認識する方法に変更しております。

また、これまで受注制作のソフトウェア開発に係る契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,281千円減少し、売上原価は3,918千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が2,636千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,896千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウェアの資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
ソフトウェア	65,057
ソフトウェア仮勘定	31,400

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算定方法

開発したソフトウェアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく、定額法により減価償却を行っております。更に、資産計上後状況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合には、損失処理を行っております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローのシミュレーションで今後見込まれる顧客数及び受

注予定金額の見積りに関して、経営者の見込みの要素が含まれております。

また、減価償却計算における利用可能期間については、過去におけるソフトウェアの稼働実績を基に決定しており、経営者の見込みの要素が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

会社の事業の収益性が低下した場合等将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウェアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があります。実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアに係る損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 440,554 千円 |
| 2. 棚卸資産の内訳 | |
| 商品 | 149,866 千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 1,731,826株
- 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	効力発生日
2022年6月30日 株主総会	普通株式	資本剰余金	346,365	200	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、親会社のグループファイナンスの方針に従って資金調達を行う方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は、金利変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 売掛金及び契約資産	297,005	297,005	－
貸倒引当金（※2）	△1,090	△1,090	－
	295,914	295,914	－
(2) 敷金及び保証金	52,928	52,907	△21
資産計	348,843	348,821	△21
(1) 買掛金	98,488	98,488	－
(2) 未払金	116,568	116,568	－
(3) 未払法人税等	1,243	1,243	－
(4) 未払配当金	346,365	346,365	－
(5) 長期借入金（※4）	271,657	271,252	△404
負債計	834,323	833,918	△404

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）売掛金及び契約資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（関係会社株式）	7,246

（※4）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

※ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	52,907	—	52,907
資産計	—	52,907	—	52,907
長期借入金	—	271,252	—	271,252
負債計	—	271,252	—	271,252

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ハウスプリペイドカード事業	ブランドプリペイドカード事業	
売上高			
初期導入等に係る売上	406,040	21,765	427,806
システム利用料売上	1,460,512	74,649	1,535,161
その他売上	116,899	—	116,899
顧客との契約から生じる収益	1,983,452	96,414	2,079,867

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の

作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	323,210
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	295,057
契約資産 (期首残高)	5,866
契約資産 (期末残高)	1,947
契約負債 (期首残高)	5,100
契約負債 (期末残高)	2,463

(注) 顧客との契約から生じた債権は、「売掛金及び契約資産」として表示しております。また、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 514円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 54円82銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

固定資産の減損損失について

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
本社(東京都中央区)	ハウスプリペイドカード事業 事業用資産	ソフトウェア	25,748千円
本社(東京都中央区)	ブランドプリペイドカード事業 事業用資産	ソフトウェア仮勘定	25,656千円

当社グループは、原則として事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

事業用資産の回収可能額は使用価値により測定しておりますが、当該資産グループについては、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値及び正味売却価額が零であるため、回収可能額はないものとして算定しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,449,510	流動負債	646,530
現金及び預金	953,308	買掛金	68,160
売掛金及び契約資産	282,935	1年内返済予定の長期借入金	80,004
棚卸資産	149,866	未払金	112,506
前渡金	3,795	未払費用	7,446
前払費用	41,006	未払法人税等	1,243
その他	19,559	未払配当金	346,365
貸倒引当金	△960	その他	30,804
固定資産	272,620	固定負債	191,962
有形固定資産	67,998	長期借入金	191,653
建物	11,674	その他	309
工具、器具及び備品	56,324		
リース資産	0	負債合計	838,493
無形固定資産	96,552	(純資産の部)	
ソフトウェア	65,057	株主資本	883,637
その他	31,494	資本金	100,000
投資その他の資産	108,069	資本剰余金	887,504
関係会社株式	4,900	資本準備金	100,000
関係会社長期貸付金	19,250	その他資本剰余金	787,504
関係会社長期未収入金	85,192	利益剰余金	△103,866
長期前払費用	5,497	その他利益剰余金	△103,866
敷金及び保証金	51,983	繰越利益剰余金	△103,866
破産更生債権等	491		
貸倒引当金	△59,245	純資産合計	883,637
資産合計	1,722,130	負債純資産合計	1,722,130

損 益 計 算 書

(2021 年 7 月 1 日から
2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,015,000
売 上 原 価		1,078,391
売 上 総 利 益		936,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		972,156
営 業 損 失		35,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	374	
為 替 差 益	14,446	
そ の 他	763	15,584
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,510	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,244	
そ の 他	33	7,788
経 常 損 失		27,751
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,929	9,929
特 別 損 失		
減 損 損 失	51,404	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	28,296	79,701
税 引 前 当 期 純 損 失		97,523
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,243	
法 人 税 等 調 整 額	△1,796	△552
当 期 純 損 失		96,970

株主資本等変動計算書

(2021 年 7 月 1 日から
2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	440,889	1,000,756	—	1,000,756	△107,190	△107,190
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	△6,896	△6,896
会計方針の変更を反映し た当期首残高	440,889	1,000,756	—	1,000,756	△114,087	△114,087
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△346,365	△346,365	—	—
減資	△340,889	△900,756	1,241,646	340,889	—	—
欠損填補	—	—	△107,190	△107,190	107,190	107,190
当期純損失	—	—	—	—	△96,970	△96,970
自己株式の消却	—	—	△585	△585	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△340,889	△900,756	787,504	△113,252	10,220	10,220
当期末残高	100,000	100,000	787,504	887,504	△103,866	△103,866

(単位：千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△585	1,333,869	9,929	1,343,799
会計方針の変更による 累積的影響額	—	△6,896	—	△6,896
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△585	1,326,973	9,929	1,336,902
当期変動額				
剰余金の配当	—	△346,365	—	△346,365
減資	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—
当期純損失	—	△96,970	—	△96,970
自己株式の消却	585	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△9,929	△9,929
当期変動額合計	585	△443,335	△9,929	△453,265
当期末残高	—	883,637	—	883,637

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社出資金 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（時価のないもの） 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるハウスプリペイドカード事業における主な収益には、ハウス電子マネー残高管理システムの導入等に係る収益（初期導入等に係る売上）と毎月のシステム利用に係る収益（システム利用料売上）があります。

(1) 初期導入等に係る売上

カード製作については、顧客企業の店舗等へカードが出荷された時点で、電子マネーの決済端末やチャージ機については、顧客企業の店舗等に納品や設置された時点において、顧客に当該物品に対する支配が移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。また、システム登録手数料等については、サービスが移転される一定期間に渡って収益を認識しております。更に、受注制作のソフトウェア開発については、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用の回収が見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

(2) システム利用料売上

システム利用料売上については、顧客との契約に基づきハウス電子マネー残高管理システムの顧客によるサービス利用量に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客の利用量に応じた契約金額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払(システム登録手数料等のセットアップ手数料)については、従来ASPサービス等の導入時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、財又はサービスが移転された時に収益を認識する方法に変更しております。

また、これまで受注制作のソフトウェア開発に係る契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、

原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,281千円減少し、売上原価は3,918千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が2,636千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,896千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	65,057
ソフトウェア仮勘定	31,400

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算定方法

開発したソフトウェアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実に認められる場合は無形固定資産に計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく、定額法により減価償却を行っております。更に、資産計上後状

況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合には、損失処理を行っております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローのシミュレーションで今後見込まれる顧客数及び受注予定金額の見積りに関して、経営者の見込みの要素が含まれております。

また、減価償却計算における利用可能期間については、過去におけるソフトウェアの稼働実績を基に決定しており、経営者の見込みの要素が含まれております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

会社の事業の収益性が低下した場合等将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウェアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があります。実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアに係る損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	439,848千円
2. 棚卸資産の内訳	
商品	149,866千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(貸借対照表に区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	957千円
長期金銭債務	309千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	813千円
営業取引以外の取引高	349千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
本社(東京都中央区)	ハウスプリペイドカード事業 事業用資産	ソフトウェア	25,748千円
本社(東京都中央区)	ブランドプリペイドカード事業 事業用資産	ソフトウェア仮勘定	25,656千円

当社は、原則として事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

事業用資産の回収可能額は使用価値により測定しておりますが、当該資産グループについては、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値及び正味売却価額が零であるため、回収可能額はないものとして算定しております。

3. 関係会社株式評価損

当事業年度において、当社の保有する関係会社株式のうち、連結子会社であるValueDesign Service Pvt Limitedの株式について、実質価額の著しい低下がみられるため、当該株式に対して減損処理を実施し、関係会社株式評価損28,296千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,731,826株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	効力発生日
2022年6月30日 株主総会	普通株式	資本剰余金	346,365	200	2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20,825千円
繰越欠損金	69,978千円
減価償却超過額	21,505千円
関係会社出資金評価損	60,278千円
関係会社株式評価損	61,678千円
投資有価証券評価損	10,377千円
その他	10,733千円
繰延税金資産小計	255,376千円
評価性引当額	△255,376千円
繰延税金資産合計	－千円

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
親会社	アララ 株式会社	(被所有) 直接 100.0%	役員 の 兼 任	配当金の支払	346,365	未払配当金	346,365
主要株主 (会社等)	JNSホール ディングス 株式会社 (注2)	(被所有) 直接 0.0%	当社が提供 する一部サ ービスに関 するソフト ウェアの開 発	ソフトウ エアの開 発委託等 (注1)	43,727	買 掛 金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の条件は、取引毎に提示された見積りにより、交渉の上価格を決定しております。

(注2) アララ株式会社との株式交換契約の効力発生により、JNSホールディングス株式会社は、当社の関連当事者の対象から外れております。なお、表中の取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しており、議決権等の所有（被所有）割合は当事業年度末時点のものを記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	所有 直接 75.0%	役員 の 兼 任	経費の立替 (注4・5)	-	関係会社 長期未収入金	18,317
子会社	VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 75.0%	役員 の 兼 任 資金の援助等	資金の貸付 (注1・ 3)	-	関係会社 長期貸付金	19,250
				経費の立替 (注4・5)	-	関係会社 長期未収入金	32,433
				利息の受取 (注1)	349	関係会社 未収入金	143

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.	所有 直接 75.0%	役員 の 兼 任	増資の引受 (注 2)	-	関係会社株式	0
				経費の立替 (注4・5)	-	関係会社 長期未収入金	8,962
子会社	ValueDesign Service Pvt Limited	所有 直接 100.0%	役員 の 兼 任	サーバー の 貸 与	813	関係会社売掛金	813
				増資の引受 (注 2)	28,296	関係会社株式	-
				経費の立替 (注4・5)	482	関係会社 長期未収入金	25,478
関連 会社	株式会社 デジタル	所有 直接 49.0%	役員 の 兼 任	出資の引受	-	関係会社株式	4,900

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 増資の引受は、子会社が行った増資を当社が引き受けたものであります。

(注3) VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.への貸付金に対して、3,524千円の貸倒引当金を設定しております。

(注4) 経費の立替については、主にサーバの使用料や事務所賃料等の支払いを当社が立替えたものであります。なお、この経費の立替に関して金利及び手数料の受取は行っておりません。

(注5) VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.及びVALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.、ValueDesign Service Pvt Limitedへの未収入金に対して、55,229千円の貸倒引当金を設定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 510円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 55円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月2日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バリューデザインの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月2日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バリューデザインの2021年7月1日から2022年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

2021年7月1日から2022年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年9月3日

株式会社バリューデザイン
常勤監査役 金子 毅